

○国立大学法人お茶の水女子大学公益通報者保護実施細則

〔平成18年7月12日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月27日 平成25年4月17日

平成26年7月29日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人お茶の水女子大学公益通報者保護規程第15条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における公益通報者保護の実施に関し、必要な事項を定める。

(通報等の受付)

第2条 監査室は、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から通報又は相談（以下「通報等」という。）があった場合は、別に定める様式による公益通報等記録書を作成しなければならない。

2 監査室は、法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談を受けた場合において、その判断が困難な場合は、関係部局と相談することができる。

3 前項の相談を受けた部局は、誠実に協力するものとする。

(調査の指示)

第3条 学長は、監査室から報告を受けた通報等について、調査の必要を認めた場合は、調査部局を指定し、調査部局の長に調査を指示する。

2 学長は、通報等の受付及び調査の開始又は調査をする必要がない旨を通報者等に通知する。

(調査の実施)

第4条 調査の実施にあたっては、通報等内容の保護並びに通報者等及び被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。）の個人情報の保護に努めるものとする。

(調査結果報告等)

第5条 学長は、調査部局の長からの調査結果報告に基づき、是正措置の必要を検討するものとする。

2 学長は、調査結果及び是正措置を講じない場合はその旨を通報者等に通知しなければならない。

(是正措置等)

第6条 学長は、是正措置及び再発防止措置を講じた場合は、是正結果を通報者等に通知しなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 学長は、調査結果報告に基づき、本学職員に対し懲戒、訓告又は嚴重注意の処分（以下「懲戒処分等」という。）が必要と認めた場合は、国立大学法人お茶の水女子大学職員の懲戒に関する規程により、懲戒処分等を行う。

2 懲戒処分等が必要と認めた場合とは、通報内容の保護並びに通報者等及び被通報者の個人情報の保護に反する行為を行ったとき及び不正の目的で通報を行ったときとする。

(通報者等の保護)

第8条 学長は、通報者等を保護するため、その通報者等の別により、次の各号に掲げる部局等に経過観察させるなどにより、相当の期間、保護を継続して行う。

- (1) 本学の職員及びその退職者 所属部局（退職者にあつては、退職時の所属部局）
- (2) 本学に勤務する派遣労働者 当該派遣労働者が勤務する部局
- (3) 本学の取引業者の労働者 当該取引業者の労働者が取引業務に従事する部局

(その他)

第9条 この細則の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成18年7月12日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月17日）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この細則は、平成26年8月1日から施行する。